

## いしかり災害時対応ファーマーズ・マーケット 認定要領

### 1 目的

平成30年北海道胆振東部地震では、道内全域で停電、広範囲に物流機能が停止したことで、多くの店舗では食料品をはじめとした商品が供給されない事態となった。

こうした経験から大規模な自然災害の発生時における食料の供給を図るため、農業者自らが出荷者であるという農産物直売所（以下「産地直売所」という。）の特性に鑑み、災害時にも農産物の供給が可能な産地直売所を災害時対応ファーマーズ・マーケットに認定することとし、これに必要な事項を本要領により定める。

### 2 対象施設等

石狩管内に所在する産地直売所で、農業者が自ら生産した農産物や加工品等を提供している施設であること。

### 3 認定の要件

- (1) 原則として年間を通じた営業が行われていること。
- (2) 災害時における農産物の供給に必要な機能が確保されていること。または確保の見込みが十分であること。
- (3) 農業者等と産地直売所の運営者の間で、災害時における農産物の集荷及び営業方法について合意形成が行われていること。
- (4) 産地直売所が所在する市町村（以下「市町村」という。）への連絡や地域住民への周知方法が定まっていること。
- (5) 産地直売所の運営者と市町村の間で、災害時の対応や平時の訓練等の備えについて協定を結ぶなど、取組内容が書面で確認できること。

### 4 認定の手続き

- (1) 災害時対応ファーマーズ・マーケットの認定を受けようとする産地直売所の運営者は、別紙様式第1号の指定申請書を市町村に提出する。
- (2) (1)により申請書を受理した市町村は、当該申請書に意見書を添えて北海道石狩振興局（以下「石狩振興局」という。）へ提出する。
- (3) 石狩振興局は(2)により提出のあった認定申請書の内容が3の認定要件を満たすものであると判断した時は、災害時対応ファーマーズ・マーケットとして認定し、別に定める認定書を市町村を経由して申請者に交付する。
- (4) 認定の取消し等
  - ア 認定を受けた産地直売所の運営者は、申請の内容に変更があった場合は、速やかに市町村を経由して石狩振興局に届け出るものとする。
  - イ 石狩振興局は、認定要件を欠くと認められた場合、認定を取り消すものとする。

### 5 制度の適正かつ効率的な運営

石狩振興局は、認定を受けた産地直売所がその役割に応じた機能を十分に発揮できるよう、次の事項に配慮する。

- (1) ホームページ等を通じて地域住民に周知を図るとともに、平常時を含めた利用促進のためのPRを行うものとする。
- (2) 産地直売所の機能確保のために必要な指導、助言、資金の確保その他必要な支援を行うものとする。

別紙1号様式

災害時対応ファーマーズ・マーケット 認定申請書

北海道石狩振興局長 様  
(市町村経由)

住所  
直売所の名称  
代表者名



1 直売所の概要

名 称	
設置年月日	
住 所	
電話番号	
F A X	
HPアドレス	
交通アクセス	

2 災害時における農産物の集荷、営業方法

--

3 直売所の機能の確保のための具体的な方法

--

4 近隣住民への周知、所在市町村への連絡方法など

--

担当者	所属	
	職名	氏名
電話番号		
F A X		
E-mail		

※ 所在市町村の意見書、協定書などが分かる資料を添付すること。